

別表第8（第31条第7項）

現行	改正後								
<p>別表第8（第31条第7項）</p> <p style="text-align: center;"><b>排煙の規制基準（粒子状物質）</b></p> <p>粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 粒子状物質の排出基準</p> <p>指定事業所において排出する粒子状物質の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_{PM} = A (aQ_D + bQ_N + cQ_S + dQ_H)^B$ <p>なお、「A」、「B」及び「a」は1、「b」は0.114、「c」は0.213、「d」は0.915とする。</p> <p>備考 1 「<math>Q_{PM}</math>」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。</p> <p>2 「<math>Q_D</math>」とは、次の式により算出されるばいじんの量（単位 kg/h）をいう。</p> $Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$ <p>(1) 「<math>Q_{D1}</math>」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><math>W_{D1}</math>が1kL/h以上の場合</td> <td style="padding: 5px;"><math>Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}</math></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><math>W_{D1}</math>が1kL/h未満の場合</td> <td style="padding: 5px;"><math>Q_{D1} = 0.363W_{D1}</math></td> </tr> </table> <p>「<math>W_{D1}</math>」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は規格K2203に定める1号灯油を専焼する施設を除く。）で使用される燃</p>	$W_{D1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$	$W_{D1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$	<p>別表第8（第31条第7項）</p> <p style="text-align: center;"><b>排煙の規制基準（粒子状物質）</b></p> <p>粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 粒子状物質の排出基準</p> <p>指定事業所において排出する粒子状物質の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_{PM} = A (aQ_D + bQ_N + cQ_S + dQ_H)^B$ <p>なお、「A」、「B」及び「a」は1、「b」は0.114、「c」は0.213、「d」は0.915とする。</p> <p>備考 1 「<math>Q_{PM}</math>」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。<u>以下この表において同じ。</u>）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。</p> <p>2 「<math>Q_D</math>」とは、次の式により算出されるばいじんの量（単位 kg/h）をいう。</p> $Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$ <p>(1) 「<math>Q_{D1}</math>」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><math>W_{D1}</math>が1kL/h以上の場合</td> <td style="padding: 5px;"><math>Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}</math></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><math>W_{D1}</math>が1kL/h未満の場合</td> <td style="padding: 5px;"><math>Q_{D1} = 0.363W_{D1}</math></td> </tr> </table> <p>「<math>W_{D1}</math>」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は<u>1号灯油を専焼させる</u>施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼</p>	$W_{D1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$	$W_{D1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$
$W_{D1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$								
$W_{D1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$								
$W_{D1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$								
$W_{D1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$								

### 現行

料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）の合計をいう。この場合において、ボイラー（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に付属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。

(2) 省略

3 省略

4 「 $Q_s$ 」とは、次の式により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_s = Q_{s1} + Q_{s2}$$

(1) 「 $Q_{s1}$ 」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{s1} = 7 W_{s1} \times F_s$$

ア 「 $W_{s1}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は規格K2203に定める1号灯油を専焼する施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン <u>(燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。)</u>	0.008
2	ガスエンジン <u>(燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。)</u>	0.008
3	ディーゼルエンジン <u>(燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。)</u>	0.008
4	金属加熱炉	0.032

### 改正後

能力（単位 kL/h）の合計をいう。この場合において、ボイラー（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に付属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。

(2) 省略

3 省略

4 「 $Q_s$ 」とは、次の式により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_s = Q_{s1} + Q_{s2}$$

(1) 「 $Q_{s1}$ 」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{s1} = 7 W_{s1} \times F_s$$

ア 「 $W_{s1}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は1号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン	0.008
2	ガスエンジン	0.008
3	ディーゼルエンジン	0.008
4	金属加熱炉	0.032

現行			改正後		
5	石油加熱炉	0.032	5	石油加熱炉	0.032
6	ガラス溶融炉	0.032	6	ガラス溶融炉	0.032
7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048	7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048
8	1～7以外の施設	0.024	8	1～7以外の施設	0.024
イ 「F <sub>s</sub> 」は、2.857とする。			イ 「F <sub>s</sub> 」は、2.857とする。		
(2) 省略			(2) 省略		
5 省略			5 省略		
6 重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次に定めるとおりとする。			6 重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次に定めるとおりとする。		
<u>(1) 液体燃料にあつては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあつては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとする。</u>			<u>(1) 液体燃料にあつては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあつては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。</u>		
<u>(2) 気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。</u>			<u>(2) 気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。</u>		
<u>重油換算燃焼能力 (L/h) = 重油換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m<sup>3</sup>N/h)</u>			<u>重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m<sup>3</sup>N/h)</u>		
<u>重油換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m<sup>3</sup>N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)</u>			<u>換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m<sup>3</sup>N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)</u>		
<u>なお、その他の燃料にあつては、その発熱量に相当する重油 (発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。)の量に換算するものとする。</u>			<u>なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油 (発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。)の量に換算するものとする。</u>		
<u>(3) 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算は、次の表の廃棄物の種類の欄に掲げる廃棄物の種類ごとに、それぞれ同表の廃棄物の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。</u>			<u>(2) 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算は、次の表の廃棄物の種類の欄に掲げる廃棄物の種類ごとに、それぞれ同表の廃棄物の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。</u>		
廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量	廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量
一般廃棄物	1 kg	0.55 L	一般廃棄物	1 kg	0.55 L
産業廃棄物	総発熱量8,790.705kJに相当する量	0.55 L	産業廃棄物	総発熱量8,790.705kJに相当する量	0.55 L

現行	改正後
2 省略	2 省略

粒子状物質の量の許容限度として $Q_{PM}$ のほか、 $Q_D$ 、 $Q_N$ 、 $Q_S$ 及び $Q_H$ についても、粒子状物質の許容限度として適用することとしていましたが、精査の結果、基準式中の粒子状物質を構成する物質ごとに計算される $Q_D$ 、 $Q_N$ 、 $Q_S$ 及び $Q_H$ も当該物質の許容限度であるため改正しませんでした。